

西東京国際イノベーション共創拠点 貸出スペース利用規約
(一般用)

令和 7 年 6 月 27 日制定

この規約（以下「本規約」という。）は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に設置する西東京国際イノベーション共創拠点（以下「共創拠点」という。）の貸出スペースの利用時間、利用制限等に関し、必要な事項を定めるものです。

ご利用の際は、本規約を予めお読み頂き同意のうえ、遵守をお願い致します。

(利用目的)

第 1 条 共創拠点は、「農」「食」「エネルギー」に焦点をあて、研究機関、民間企業、スタートアップ、自治体などが集まり、東京多摩地域の未来を描きながら研究開発・事業展開に取り組み、循環型社会を産学官民で共創する中心地となることを目指しています。

共創拠点の貸出スペースは、このコンセプトのもとに実施される活動や本学の教育研究活動、地域の社会貢献活動に寄与する会議、会合、イベントなどで利用することを原則とします。

宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等による利用は固くお断り致します。

(利用時間)

第 2 条 貸出する時間帯は、次の区分によるものとし搬入・搬出、準備や後片付け、清掃等の原状復帰までの時間を含みます。

時間区分	利用時間帯
区分①	8:30～14:30
区分②	15:00～20:30
区分③	8:30～20:30

2 申込みされた利用時間帯での許可とするため、利用した時間数に関わらず一切の返金はありません。また当日の時間延長も許可できません。

(貸出スペース・利用料)

第 3 条 貸出スペース及び利用料は次の区分によるものとします。

貸出区分	階数	利用料（税込）		
		8:30-14:30	15:00-20:30	8:30-20:30(終日)
イベントスペース①	1 階	11,000 円	11,000 円	22,000 円
イベントスペース②	1 階	11,000 円	11,000 円	22,000 円
イベントスペース③	1 階	11,000 円	11,000 円	22,000 円
ラウンジ(屋外テラス含む)	3 階	22,000 円	33,000 円	55,000 円

2 貸出区分を複数利用の場合は、利用時間帯に応じた合算額によるものとします。

- 3 イベントスペース①, ②, ③は、前条に規定する利用時間帯に対し、原則として一つの申込団体に貸出しするものとします。(同じ利用時間帯に複数の申込団体への許可は原則行いません)
- 4 東京農工大学における名義の使用に関する要項第 5 条の規定により、本学との共催を申請し許可されている場合は、イベントスペースの使用料は無償とします。無償での利用を希望する場合は、必ず共催の名義使用許可を得てから第 5 条の利用申請を行ってください。

(申込受付開始)

第 4 条 本利用申込の受付開始は原則 90 日前からとします。

(利用申請)

- 第 5 条 共創拠点の貸出スペースを利用しようとする者又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、所定の手続きにより必要な情報を本学に提供することで利用申請することができます。
- 2 申請者は、申込受付開始日から利用日の 15 日前までに申し込むものとします。本学の規定に定める共創拠点の建物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、申請を受けて利用可否を判断し、原則として申込受理日から本学業務日（以下「営業日」という。）の 7 営業日以内に利用可否をメール等により通知します。この通知をもって、利用を許可された申請者（以下「利用者」という）の利用登録を完了し、共創拠点の利用に関する契約が締結されたものとします。
 - 3 申請者に次の事由があると判断した場合、利用を認めないことがあり、その場合、管理責任者は、その理由についての一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 申請の内容が第 1 条の利用目的に適合しない場合
 - (2) 申請の内容に虚偽の事実がある場合
 - (3) 過去に本規約及び諸規約に違反したことがある場合
 - (4) 申請者が反社会的勢力に該当する場合
 - (5) 申請者に共創拠点の利用を認めることが公序良俗に反する場合
 - (6) その他登録することが社会通念上相当でない場合
 - 4 申請者の権利または義務は、第三者への貸与及び譲渡はできないものとします。
 - 5 申込期限（利用日の 15 日前）を過ぎてからの追加申込・変更申込はできませんので申請者は原則、現地下見を実施してから申込を行うことを推奨します。
 - 6 利用料金の請求は、利用日の原則 14 日前に発送することとします。
 - 7 利用料金は、本学指定の銀行口座への振込みによる支払い(振込手数料は申請者負担)とし、支払期限は、利用日の原則 3 日営業日前までとします。支払い期限までに利用料の入金確認ができなかった場合は、利用許可を取り消します。

(禁止事項・利用制限)

第 6 条 次の事項に該当する場合は、利用申請を取り消し又は利用契約を解除し、貸出スペース利用中の場合は、申請者の責任と負担で原状回復の上、速やかに退出していただきます。その

際に生じた損害については申請者にて負担するものとし、本学は一切の責任を負わないものとします。また、途中停止の場合でも料金の返還はしないものとします。

- (1) 申込時記載の利用目的・内容・人数と実際のものが著しく異なる場合
- (2) 申込時の記載内容に虚偽が見受けられた場合
- (3) 臭気・振動・大音量を発生させ、周囲に悪影響を与えると思われるものを持ち込み利用した場合
- (4) 盲導犬ほか補助犬以外のペット等動物類を同伴させた場合
- (5) 常識を超える範囲の物品・機材を持ち込み利用した場合
- (6) 許可した貸出スペース以外のエリアを無断で利用した場合
- (7) 他の貸出スペース使用者、共創拠点の入居者、又は来場者、共創拠点周辺及び近隣住民等へ迷惑を及ぼしている又は及ぼす恐れがあると本学が判断した場合
- (8) 本学に許可なく火気又は煙の出る調理器具等を持ち込み使用した場合（備え付けの厨房設備以外での火気又は煙の出る調理器具等は、原則許可しません。）
- (9) 危険物の持込み、または危険物の持込みによる人身事故、建物・レンタルスペース・備品等を破損・汚損・紛失した場合
- (10) 公序良俗に反する行為及びわいせつ物・アダルトコンテンツ・違法物を持ち込み・鑑賞・販売・撮影等の行為が判明した場合
- (11) 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合
- (12) 政治・思想・宗教活動を目的とする内容、またそれらの団体が主催、協賛及び後援等を行う場合
- (13) 本学の運営管理上・風紀衛生上、悪影響を及ぼすと判断された場合
- (14) 未成年者のみで利用していると判断された場合（未成年者のみでの利用は許可しません。未成年者が利用する場合は、保護者が申込みを行うか保護者の同伴が必要となります。）
- (15) 悪意的理由で共創拠点の画像・映像等をネット・SNS にアップロードした場合
- (16) その他本学の運営上、支障をきたすと判断された場合

（責任区分）

第7条 許可した貸出スペースの利用に当たり、責任の区分は次のとおりとします。

- (1) 荷物・貴重品などは利用者の責任で厳重に管理し、万が一、盗難、紛失した場合でも、本学は、一切責任を負わないものとします。
- (2) 食品衛生管理は利用者の責任の下で行うこととし、万が一、食中毒等のトラブルが発生した場合は、本学に責がある場合を除き利用者が責任を負うものとします。
- (3) 利用者が共創拠点、共創拠点内の設備・備品等を破損、汚損、紛失、その他第三者に対して損害を与えた場合、本学又はその他第三者が被った損害は利用者が賠償するものとします。
- (4) 調理目的で包丁等の刃物類を持込む場合は、利用者が責任を持って管理・保管・撤収することとし、持込んだ刃物類だけがや事件、事故が発生した場合は、本学は一切の責任を負わないものとします。

- (5) 第2号から第4号の規定は、利用の前後を含め利用者の関係者や来場客の行為であっても、全て利用者が責任を負うものとします。
- (6) 震災等の災害、荒天、交通事情等の不可抗力や官公庁からの指導、その他本学の責めに帰さない事由により利用が中止となった場合でも、本学はその損害について一切責任を負わないものとします。
- (7) 第1号から第6号までの規定の他、利用者が行った判断又は行為等のいかなる結果についても、本学は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 本学が提供する各種サービスにおいて、本学の責めに帰すことのできない不可抗力による各種契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、本学は一切責任を負わないものとします。
- (9) 利用者が本規約に違反して本学が損害を被った場合は、本学は損害に応じた損害賠償を求めるものとします。

(利用方法：入退室)

第8条 利用者は、管理室で身分証を提示のうえ受付を行い、管理人から貸出スペースの利用方法の説明を受け使用することとします。

2 利用終了後は、管理人による貸出スペース内の原状復帰確認を受けたうえで退出となります。

(利用方法：設備・備品)

第9条 机や椅子、貸出し備品・消耗品等は、管理人の指示の下、使用后、所定の場所へ戻していただきます。管理室から鍵等の貸出しを受けた場合は、必ず管理室に返却していただきます。

(利用方法：スペース内の飲食)

第10条 1階イベントスペースでの飲食は可能としますが、懇親会を主目的とする催しは3階のラウンジを申込みしてください。

(利用方法：原状復帰・清掃)

第11条 利用時間終了までに次の記載事項を行ったうえで管理人による原状復帰確認を済ませてください。

- (1) 机や椅子、備え付けの備品類等を原状の配置に復元すること
- (2) ゴミは、燃えるゴミ、燃えないゴミ、缶、瓶、ペットボトル、生ゴミに分別して集積しておくこと
- (3) 飲み残しの飲料は、持ち帰るか所定の排水溝に廃棄したうえで空き容器を分別して集積しておくこと
- (4) 廃油を処理する場合は、必ず凝固剤を使用して固形化し燃えるゴミに分別して集積しておくこと
- (5) 床等の汚れが見受けられる場合は所定の清掃具により清掃を行うこと
- (6) 使用した食器、調理器具等は綺麗に洗浄し、布巾で水滴を拭き取ったうえで元の状態に戻し

ておくこと

(利用方法：荷物の預かり)

第 12 条 荷物の搬入・搬出は、予約した利用時間帯内で行っていただきます。

- 2 荷物を事前配送する場合は、必ず本学に事前相談してください。荷物の内容、量、受取日時、保管期間等により預かりできない場合があります。なお、事前の相談がない荷物が搬送された場合は、受取りを断る場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
- 3 連日利用で、かつ前日の 20 時 30 分までと翌日の 8 時 30 分からの使用を申込み場合は、貸出スペース内に荷物等を残しておくことは可能としますが、荷物等の破損、紛失等について、本学は一切責任を負わないものとします。
- 4 忘れ物は、利用後 10 日間は管理室にて保管しますが、連絡がないまま 10 日を過ぎた場合、処分させていただきます。ただし、生もの等長期の保管が厳しいと判断したものについては、10 日を待たずに処分させていただく場合があります。

(利用方法：駐車場スペースの利用)

第 13 条 荷物を車で搬入・搬出する場合や来場時は、共創拠点に隣接する駐車場を有料で使用できることとします。ただし、来場者数が多く見込まれる場合は、駐車場の利用を制限することがあります。

(利用方法：案内板等掲示物の設置)

第 14 条 使用に際して、催物案内等の広告や会場誘導看板等を設置する場合には、事前に本学に相談してください。事前相談の有無に関わらず、無断で掲示物を設置した場合や、本学が指定した場所以外に掲示物が設置されていた場合は、直ちに撤去します。

(利用方法：喫煙スペース)

第 15 条 共創拠点は全館禁煙としています。本学キャンパス内で喫煙される場合は、本学指定の喫煙スペースに限り可能とします。共創拠点近隣での喫煙も遠慮いただいています。

(キャンセル)

第 16 条 利用申請を取り消しする場合は、指定の連絡先へ連絡するものとします。本学から申請取り消しの受理連絡がない場合は、取り消しは成立していない場合があることを申請者は予め承諾するものとします。

- 2 前項の利用申請の取り消しは、貸出スペース、利用時間帯の縮小も含まれます。
- 3 日程変更の場合は、一度、利用申請を取り消しのうえ再度申込みしていただきます。
- 4 利用日の前日又は当日に利用申請を取り消した場合は、キャンセル料として利用料の 100% 相当額を請求します。(利用日の 2 日前までの利用申請取り消しは、キャンセル料は発生しません。)

(個人情報保護に関する基本方針)

第 17 条 取得した個人情報は、共創拠点の貸出し業務に沿ってのみ使用するもので、個人情報の保護に関する法律及び関係法令（以下、「法令」という。）及びその精神を尊重・遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

(個人情報の利用目的及び保護)

第 18 条 取り扱う個人情報は、共創拠点貸出しの目的の範囲内でのみの利用とします。

2 共創拠点貸出し業務のために必要な場合、法令等の定めに基づく場合、または、人の命、身体あるいは財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供は行いません。

(個人情報の管理体制)

第 19 条 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように適切に管理し、必要な予防・是正措置を講じるものとします。

2 共創拠点貸出し業務を外部に委託する場合には、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

3 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問い合わせは、随時受け付け、適切に対応します。

4 個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応します。

附則

この規約は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。